

カスタマーハラスメント防止に向けたショート動画を公開しました

群馬県では、令和7年4月1日に「群馬県カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。この条例は、カスタマーハラスメント（カスハラ）のない社会を実現するため、県、顧客等、事業者及び就業者の責務を定め、カスハラを社会全体で防止しようとするものです。

今回、カスハラ防止の周知啓発を目的に、ショート動画を作成・公開しました。

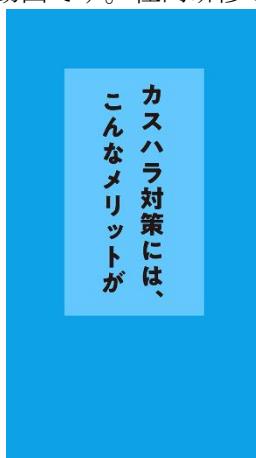
1 動画の内容（2本）

（1）今こそみんなで。STOP!カスハラ【事業者の方へ】

事業者の方へ向けて、カスハラに対して組織で対応することの重要性を呼びかける動画です。（時間：45秒）

（2）ひとりで悩まないで。STOP!カスハラ【就業者の方へ】

就業者の方へ向けて、カスハラに悩まされていたら、一人で悩まず周りに相談するよう呼びかける動画です。社内研修等でも活用いただきたいと考えています。（時間：45秒）



↑動画リンク

【事業主の方へ】



↑動画リンク

【就業者の方へ】

※ カスタマーハラスメントの防止については、群馬県と群馬労働局が連携して取り組むこととしていることから、両者連名による動画となっています。

2 視聴方法

群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」にて視聴可能です。

群馬県ホームページ「カスタマーハラスメントの防止について」内のリンクからも視聴できます。

<https://www.pref.gunma.jp/page/655164.html>



←県HPリンク

3 公開日

令和7年12月2日（火）